

令和5年度 水質検査計画書



穴水町上下水道課

目 次

1	水質検査の基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	水源及び水道水の状況	2
4	水質監視体制	2
5	水質検査体制	2
6	定期の水質検査	2
7	水質検査方法	3
8	水質検査の委託	4
9	水質検査計画及び検査結果の公表	4
10	水質検査結果の評価と対応	4
11	水質検査の精度及び信頼性保証	4
12	関係機関の連携	4

1 水質検査の基本方針

水質検査計画は、お客様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、穴水町上下水道課が実施する水道水の水質検査の行う場所、検査項目、検査回数を定めたものです。

(1) 検査場所

水道法で検査が義務付けられている給水栓(じゃ口)に加え、浄水場の入り口・出口及び水源とします。

(2) 検査項目

水道法で義務付けられている水質基準項目、毎月検査項目、水質に異常が無いことを確認する項目である省略不可項目、毎日検査項目を検査します。

(3) 検査頻度

水道法及び穴水町上下水道課の過去の検査結果に基づき、検査項目ごと毎日～3ヶ月に1回の頻度とします。

2 水道事業等の概要

令和4年度末現在、穴水町水道事業(上水道)の概要は次のとおりです。

1. 事業の名称	穴水町水道事業
2. 給水区域	穴水町内及び輪島市三井町州衛地区の一部及び輪島市三井町三洲穂の一部
3. 計画給水総人口	7,900 人
4. 給水人口	6,079 人
5. 給水戸数	3,332 戸
6. 給水区域内普及率	97.9 %
7. 総配水量	867,391 立方メートル
8. 計画一日最大配水量	5,400 立方メートル
9. 一日最大配水量	5,632 立方メートル
10. 一日平均配水量	2,376 立方メートル

穴水町水道事業の概要

浄水場名	宇留地浄水場	上野浄水場	鹿波浄水場
所在地	穴水町字宇留地	穴水町字地蔵坊	穴水町字鹿波
水源	山王川及び鹿路川	小又川	深井戸
処理方法	急速ろ過	急速ろ過	消毒
施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	2,420	3,880	150
給水区域	大町、鵜島、乙ヶ崎、宇留地、緑ヶ丘の一部、志ヶ浦の一部、木原の一部、輪島市三井町州衛地区の一部及び輪島市三井町三洲穂地区の一部	川島、由比ヶ丘、此木、七海、北七海、麦ヶ浦、内浦、上野、地蔵坊、平野、中居、中居南、比良、川尻、梶、波志借、山中、明千寺、花園、古君、宇加川、前波、沖波、竹太、甲、曾良、旭ヶ丘の一部、岩車	鹿波

3 水源及び水道水の状況

(1) 水源の状況

穴水町の上水道事業は、山王川水系山王川と小又川水系小又川を水源としています。加えて、鹿波浄水場は深井戸を水源としています。山王川及び小又川の上流域は住宅地等が少ないため、河川の汚濁物が少なく水質は良好な状態を保っています。また、鹿波浄水場においても水質基準は良好な状態を保っております。

(2) 水道水の状況

平成30年度の水道水の検査結果は、国の定めた水質基準等に全て適合しており、安全で良質な水をお届けしています。

4 水質監視体制

水源である河川や地下水は、自然流下やポンプで浄水場に送られます。浄水場で処理を行った後、ポンプにより配水池に貯められた水道水は、配水管を通じお客様のご家庭まで送り届けられます。穴水町では、お客様に安全でおいしい水を送り届けるために、河川など水源、取水場、浄水場及びじゃ口で以下のような監視を行っています。

(1) 水源

水道水の水質は水源の水質に左右されるため、水源となる河川の水について定期的に水質検査を行っております。また、水質汚染に迅速に対応するため、有害物質を扱っている工場、廃棄物処理施設及び破棄物等の汚染源の把握に努めております。さらに、河川汚染時には関係機関と連携しながら原因究明や拡大防止に努めるとともに、水道水に影響が出ることが予想される場合は、取水停止等の処置を行います。

(2) 取水場

健康被害につながる水質汚染や、水道水に多大な影響を与える汚染を早期に発見するため、魚類自動監視装置等を設置し、水質の監視をしています。

(3) 浄水場

浄水場での浄水処理が適正に行われているか、またテロ等に備え水道水の安全性が確保されているかを確認するため、職員及び警備員を配備し監視出来る体制を整えています。

(4) じゃ口

給水区域全体を把握するよう、定期的な検査及び毎日検査(色、濁り、残留塩素)を行い、監視しています。

5 水質検査体制

水質検査は、お客様が安心して水道水を利用できるよう、河川などの水源からじゃ口にいたるまで定期的に行っています。

水道水の水質検査は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり、極微量レベルの測定が求められています。そのため、穴水町では高性能の分析機器を有する専門検査機関に委託しています。

6 定期的水質検査

(1) 検査場所

① 水源

水源域の3箇所について検査を行います。

② 浄水場

適切な浄水処理が行われていることを確認するため、各浄水場の沈でん水、ろ過水等浄水処理工程の水を常時監視しています。

③ じゃ口

月1回行う毎月検査、年3回行う省略不可項目検査及び年1回行う全項目検査の場所は、トリハロメタン等を監視する目的から浄水場から距離が長い地点を3箇所を選定し検査を行います。

(2) 検査項目と検査頻度

①水質基準項目

水道法により、水道水じゃ口で満たされなければならない項目として、51項目が定められています。

ア検査項目

・水源

塩素消毒により副次的に発生する項目、及び味を除いた項目とします。

・浄水場

濁り、残留塩素を水質計器により監視します。

・じゃ口

毎日検査(2項目＋残留塩素)、毎月検査(11項目＋残留塩素)、年3回検査(30項目＋残留塩素)年1回検査(51項目＋残留塩素)を行います。

②毎日検査

ア検査項目

水道水に異常が無いことを確認するため、水道法で定められた検査(2項目＋残留塩素)を行います

イ検査頻度

1日1回じゃ口で検査を行います。

③水質管理目標設定項目

厚生労働省の通知により、「浄水中に一定の検出実績があるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、濃度を超えて浄水中に検出される可能性があるもの等、水質管理上留意されるものである」として、示された項目で27項目(うち1項目は農薬で102成分)について目標値が設定されています。

ア検査項目

厚生労働省の通知により設定された27項目とします。

イ検査頻度

年1回じゃ口で検査を行います。

④月1回検査

ア検査項目

水道法に基づく9項目及び石川県指導2項目とします。

イ検査頻度

月1回じゃ口で検査を行います。

⑤省略不可項目検査(年3回検査)

ア検査項目

水道水に異常が無いことを確認するため、水道法で定められた30項目とします。

イ検査頻度

年4回じゃ口で検査を行います。

⑥年1回検査

ア検査項目

水道水に異常が無いことを確認するため、水道法で定められた51項目とします。

イ検査頻度

年1回じゃ口で検査を行います。

7 水質検査方法

水質検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(厚生労働省告示第261号)」並びに「上水試験方法(日本水道協会編)」で行っています。

8 水質検査の委託

(1) 検査実施主体

検査に関しては、全て水道法第20条第3項の規定による厚生労働大臣指定(登録)機関に委託して行います。

水道法施行規則第15条の規定による毎日検査については、民間に委託し行います。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質計画は、毎年事業年度の開始前(3月)に策定し上下水道課内で公表します。

水質計画に基づいて実施した検査結果は、穴水町公式ホームページで公表します。

10 水質検査結果の評価と対応

水質検査結果は、検査ごとに行い基準値を超える場合は原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。また、検査した結果、見直しが必要とされた場合は、次年度水質検査の策定時により必要な見直しを行います。なお、検査に異常が認められた項目については、原則として再検査を行い良質な水質を確保します。

11 水質検査の精度及び信頼性保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託先に対し石川県が行う精度管理事業に参加し評価を得るなど正確かつ精度の高い検査にしています。

12 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、厚生労働省、石川県(企業局、環境部)関係水道事業体等と連携を図りながら、現地調査を行い必要に応じて検査を行います。